

●香川県告示第117号

昭和49年香川県告示第198号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び当該水域類型に係る基準値の達成期間）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定				別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			
水 域		該当類型	達成期間	水 域		該当類型	達成期間
河 川	略			河 川	略		
	相 引 川 (全 域)	D	<u>イ</u>		相 引 川 (全 域)	D	<u>ロ</u>
	略				略		
(注) 1 略				(注) 1 略			
2 <u>達成期間の分類は、次のとおりとする。</u>				2 <u>達成期間の欄中の記号「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成することを示す。</u>			
(1) <u>「イ」は、直ちに達成</u>							
(2) <u>「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成</u>							